

環境局発注の業務委託契約案件における随意契約(特名随意契約)の結果について(少額随意契約を除く)令和元年度第1四半期

No.	案件名称	委託種目	契約の相手方	契約金額 (税込)	契約日	根拠法令	随意契約理由 (随意契約理由番号)	WTO
1	もと森之宮工場煙突ほか 除染解体撤去工事監理業 務委託	設備設計・ 監理	中外テクノス(株)	13,640,400	平成31年4月1日	地方自治法施 行令第167条の 2第1項第2号	G3	-
2	国連環境計画国際環境技 術センター(UNEP-IETC)連 携事業業務委託(拡充)	その他	(財)地球環境セン ター	7,854,289	平成31年4月1日	地方自治法施 行令第167条の 2第1項第6号	G25	-
3	平成31年度UNEP国際環 境技術センター設備保守 点検業務委託	機械設備等 保守点検	三菱電機ビルテク ノサービス(株)	6,823,440	平成31年4月1日	地方自治法施 行令第167条の 2第1項第2号	G3	-
4	平成31年度UNEP国際環 境技術センター警備業務 委託(概算契約)	警備	(株)コアズ	6,791,040	平成31年4月1日	地方自治法施 行令第167条の 2第1項第2号	G4	-
5	南港管路輸送施設ローカ ルドラム及び輸送管内ごみ 閉塞除去作業並びに仕舞 作業業務委託	機械設備等 保守点検	(株)八鉱製作所	4,590,000	平成31年4月1日	地方自治法施 行令第167条の 2第1項第2号	G3	-
6	平成31年度 面的評価シス テムデータ更新等業務委 託	情報処理	中外テクノス(株)	4,546,800	平成31年4月1日	地方自治法施 行令第167条の 2第1項第2号	G3	-
7	し尿収集運搬業務委託	廃棄物処理	大阪府衛生管理 (協)	3,939,840	平成31年4月1日	地方自治法施 行令第167条の 2第1項第2号	G3	-
8	平成31年度 環境データ処 理システム運用保守業務 委託	情報処理	レイシスソフトウェ アサービス(株)	3,316,329	平成31年4月1日	地方自治法施 行令第167条の 2第1項第2号	G3	-
9	瓜破斎場自動扉保守点 検業務委託	機械設備等 保守点検	ナブコドア(株)	3,259,440	平成31年4月1日	地方自治法施 行令第167条の 2第1項第2号	G3	-

環境局発注の業務委託契約案件における随意契約(特名随意契約)の結果について(少額随意契約を除く)令和元年度第1四半期

No.	案件名称	委託種目	契約の相手方	契約金額 (税込)	契約日	根拠法令	随意契約理由 (随意契約理由番号)	WTO
10	此花総合センタービル内エレベータ保守点検業務委託	機械設備等 保守点検	(株)日立ビルシステム	3,071,520	平成31年4月1日	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	G3	-
11	平成31年度環境活動推進施設 設備保守点検業務委託	機械設備等 保守点検	三菱電機ビルテクノサービス(株)	2,579,040	平成31年4月1日	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	G3	-
12	此花会館空調方式運用保守点検業務委託	機械設備等 保守点検	アズビル(株)	2,453,760	平成31年4月1日	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	G3	-
13	環境保全関係業務処理システム運用保守業務委託	情報処理	富士通エフ・アイ・ピー(株)	2,018,520	平成31年4月1日	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	G3	-
14	環境局あべのルシアス庁舎事務室等清掃業務委託	建物等清掃	近鉄ビルサービス(株)	1,885,680	平成31年4月1日	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	G4	-
15	平成31年度 大阪市大気汚染常時監視テレメータシステム運用保守業務委託	情報処理	富士通(株)	1,634,256	平成31年4月1日	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	G3	-
16	中部環境事業センター出張所 エレベーター設備保守点検整備業務委託	機械設備等 保守点検	日本オーチス・エレベータ(株)	1,550,664	平成31年4月1日	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	G3	-
17	一般廃棄物処理業者団体への事務委託	その他	(一社)阪市一般廃棄物適正処理協会	1,446,336	平成31年4月1日	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	G3	-
18	天六公衆トイレ清掃・管理業務委託	建物等清掃	東宝ビル管理(株)	1,338,336	平成31年4月1日	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	G4	-

環境局発注の業務委託契約案件における随意契約(特名随意契約)の結果について(少額随意契約を除く)令和元年度第1四半期

No.	案件名称	委託種目	契約の相手方	契約金額 (税込)	契約日	根拠法令	随意契約理由 (随意契約理由番号)	WTO
19	平成31年度 大阪市廃蛍光灯管及び廃乾電池等の処理及び再資源化業務委託	廃棄物処理	野村興産(株)	蛍光灯:88,560 廃乾電池:82,080	平成31年4月1日	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	G3	-
20	平成31年度 不法投棄された特定家庭用機器廃棄物(冷蔵庫・冷凍庫)における再商品化業務委託	廃棄物処理	関西リサイクルシステムズ(株)	大:3,780 小:2,808	平成31年4月1日	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	G3	-
21	平成31年度 東北環境事業センターほか2ヵ所 ガス吸収式冷温水機保守点検業務委託	機械設備等保守点検	川重冷熱工業(株)	3,348,000	令和元年5月8日	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	G3	-
22	中浜流注場受入槽・貯留槽等清掃業務委託	貯水槽清掃・点検	大阪府衛生管理(協)	1,919,700	令和元年5月17日	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	G3	-
23	平成31年度 西南環境事業センターほか2ヵ所 ガス吸収式冷温水機保守点検業務委託	機械設備等保守点検	(株)日立ビルシステム	2,006,640	令和元年5月23日	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	G3	-
24	環境局管理用地(鶴見工場関連用地)測量登記業務委託(概算契約)	その他	公益社団法人大阪公共嘱託登記土地家屋調査士協会	10,573,876	令和元年6月4日	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	G3	-
25	令和元年度 作業対象名簿管理システム及び搬入券配券システム改修業務委託	情報処理	ディアシステム(株)	2,223,720	令和元年6月5日	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	G4	-
26	南港管路輸送施設ごみ空気輸送管保全業務委託	機械設備等保守点検	(株)ビルド	28,004,400	令和元年6月27日	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	G3	-

随意契約理由書

1 案件名称

もと森之宮工場煙突ほか除染解体撤去工事監理業務委託

2 契約の相手方

中外テクノス株式会社

3 随意契約理由

本業務委託は、もと森之宮工場煙突ほか除染解体撤去工事の工事監理を行うものである。

廃棄物焼却施設の解体に係る作業は「労働安全衛生規則」に基づき、汚染物除去作業と解体撤去作業の二つの作業で構成される。特に汚染物除去作業はダイオキシン類を周辺に飛散させないための重要な作業であり、施工計画の確認、除染状況の把握、周辺環境測定を行いながら、市民の安全安心を確保することが求められる。また、作業員の健康管理にも配慮する必要があり、「廃棄物焼却施設内作業におけるダイオキシン類ばく露防止対策要綱」に基づく作業や安全衛生上の指導の実施も求められる。

もと森之宮工場煙突ほか除染解体撤去工事における実施設計は、ダイオキシン類の飛散防止を踏まえきわめて困難な業務内容であり、中外テクノス株式会社は現場調査を行いながら、設計を完成させた。

工事監理の実施にあたっては、工事受注者が作成した施工計画書、施工手順書、施工図等を周辺環境、作業環境を把握したうえ精査しなければならず、設計業務で蓄積した情報や技術的知識が必要不可欠である。

このような条件を満たすためには、設計段階から煙突ほか設備の状態や汚染状況を把握して設計図書を作成した中外テクノス株式会社でなければ、技術的な内容を適切に判断することが不可能である。

以上のことから、地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号（その性質又は目的が競争入札に適さないもの）を適用し、随意契約をするものである。

4 根拠法令

地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号

5 担当部署

環境局 総務部 施設管理課（電話番号 06-6630-3373）

随意契約理由書

1 案件名称

国連環境計画国際環境技術センター（UNEP-IETC）連携事業業務委託（拡充）

2 契約の相手方

公益財団法人地球環境センター（GEC）

3 随意契約理由

現在、策定を進めている新たな「大阪市環境基本計画」においては、平成30年4月に策定された国の「第5次環境基本計画」を踏まえ、SDGsの考え方を活用し、環境・経済・社会の統合的向上をめざすこととしている。また、本年6月に本市で開催されるG20サミットにおいては、平成30年の世界環境デーのテーマでありSDGsの課題の1つでもある「プラスチックによる海洋汚染問題」について議論される予定である。こうした状況を踏まえ、本市においても全ての主体の参加と協働のもと、環境分野におけるSDGsの取組みを積極的に推進していく必要がある。

そのための拡充事業として、①環境分野におけるSDGsに関するステークホルダーズ・ミーティングの開催・運営管理、②UNEP-IETCの地域における事業展開支援を実施する。

これにより、地域におけるSDGsの取組みを促進するとともに、アジア諸都市等におけるプラスチックごみ等の廃棄物管理や低炭素化プロジェクト創出につなげていく。

①については、国内で実践されている環境分野のSDGsの取組みを公募し、先進的事例や好事例の選定や、国内外で実践できる取組みを検討するために、UNEP-IETC、産業団体、大阪市などで構成するステークホルダーズ・ミーティングの開催、運営管理を行う。

②については、市民等のSDGsの取組みの機運を高めるため、環境関連イベントや地域活動に参加し、①のステークホルダーズ・ミーティングの結果を展開するなど、大阪市等におけるUNEP-IETCの事業展開を支援する。

本拡充事業は、市民活動等、環境分野のSDGsの取組みの収集と、それを国内外に展開・実践していくために、産業団体等ステークホルダーと連携協力するとともに、UNEP-IETCが持つ国内外のネットワークを活用するものである。既存の「国連環境計画国際環境技術センター（UNEP-IETC）連携事業業務委託（長期継続）」では大阪市内での国際ワークショップの開催による事業者の参加、本市の環境施策の国内外への情報発信や、開発途上国の環境支援ニーズ調査による環境保全等も実施していることから、本拡充事業は既存のUNEP-IETC連携事業と別に実施することが困難である。

以上のことから、平成30年度に実施した公募型プロポーザルにより選定した「国連環境計画国際環境技術センター（UNEP-IETC）連携事業業務委託（長期継続）」の契約相手方である公益財団法人地球環境センター（GEC）と随意契約を行う。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第6号

5 担当部署

環境局環境施策部環境施策課（電話番号 06-6630-3467）

随意契約理由書

1 案件名称

平成 31 年度 UNEP 国際環境技術センター設備保守点検業務委託

2 契約の相手方

三菱電機ビルテクノサービス株式会社

3 随意契約理由

本契約は、花博記念公園鶴見緑地（以下「公園」という。）内の UNEP 国際環境技術センター施設における各建築設備等の保守点検監理業務（一部常時監視業務を含む）を委託するものである。設備の点検整備の監督・電気事業法にもとづく電気設備の保安代行業務・設備の保全・補修の計画・事故や非常時における緊急対応など維持管理にかかる業務全般を委託することにより、建物設備等の継続的な使用を担保することを目的としている。

公園内にある各施設の電気供給については、公園全体が一体として供給を受けたうえで個々の施設に分配されるしくみであることから、本施設及び公園内にある他施設の電気設備は不可分一体のものとして保守管理する必要がある。

上記業者は、公園内にある他施設の電気設備の保守管理を一括して行っていることから、公園全体の円滑な電気供給を図るうえで本施設についても上記業者に委託することが不可欠かつ最適である。

よって、上記業者と随意契約を行う。

4 根拠法令

地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号

5 担当部署

環境局環境施策部環境施策課（電話番号 06-6630-3262）

随意契約理由書

1 案件名称

平成 31 年度 UNEP 国際環境技術センター警備業務委託

2 契約の相手方

株式会社コアズ

3 随意契約理由

本契約は、花博記念公園鶴見緑地（以下「公園」という。）内のUNEP国際環境技術センター施設における警備業務を委託するものであり、施設内巡回警備・施設異常発生時の緊急対応・夜間及び施設休業日における機械警備等を実施することにより、施設の損傷行為・管理上支障となる行為・事故等を未然に防止し、施設利用者の安全を確保することを目的とする。

本施設には、開発途上国に対する環境保全技術の普及のために大阪市が誘致した国連環境計画（UNEP）国際環境技術センター（IETC）が入居し（2階）、開発途上国の環境問題改善に向けて国連職員が勤務しているため、十分な警備を行う必要がある。

本施設を含め公園全体の警備については、公園内の中央監視室において全体の管理を一元的に行っていることから、本施設及び公園内にある他施設は不可分一体のものとして警備する必要がある。

上記業者は、公園内にある他施設の警備を一括して行っていることから、公園全体の安全確保を図るうえで、本施設についても上記業者に委託することが不可欠かつ最適である。

よって、上記業者と随意契約を行う。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署

環境局環境施策部環境施策課（電話番号 06-6630-3262）

1. 案件名称

南港管路輸送施設ローカルドラム及び輸送管内ごみ閉塞除去作業並びに仕舞作業業務委託

2. 契約の相手方

(株)八鉦製作所

3. 随意契約理由

管路輸送事業については、地下に埋設された輸送管内に空気の流れを作り、その流れに各家庭から排出されたごみを乗せて、中継センターまで輸送するものである。南港管路輸送施設は平成 31 年 3 月 31 日で共用を廃止し収集業務は終了したが、仕舞作業として平成 31 年度に南港管路輸送保安事業が計画されており、施設を構成するローカルドラムや輸送管内に残置されたごみの収集や、各施設の洗浄業務を予定しており、ごみ収集運転を継続して実施する必要がある。仕舞作業中でも、収集運転中のごみによる空気輸送管等の閉塞は何時発生するか予測が出来ず閉塞の原因も多岐にわたり、閉塞すると収集作業や仕舞作業が出来なくなり、円滑な事業実施に支障をきたすことから、早急な復旧が求められる。

仕舞作業については、ごみ空気輸送施設を運転しながら、各施設の洗浄、堆積ごみの除去作業となることから、諸々の原因による設備の動作不良の可能性があり、手動運転だけでは収集しきれず現場での機器の運転や調整が必要となり、安全面からも連絡を密にして誤操作を防止しなければなりません。

南港管路輸送施設は、富士車輛(株)において独自の技術により一括施工されたものである。

本業務については、南港管路輸送施設が有する特質を理論的・経験的に十分把握していることが必要であり、本施設を設計・施工した会社以外では整備技術面での対応が不可能である。この条件を満たすのは本施設を設計・施工した富士車輛(株)であるが、南港管路輸送施設のメンテナンス事業であるローカルドラム及び輸送管内ごみ閉塞除去作業全般の業務については、(株)八鉦製作所に委嘱されており、本業務を実施出来るのは、(株)八鉦製作所だけである。

4. 根拠法令

地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号

5. 担当部署

環境局総務部施設管理課 (電話番号 06-6630-3384)

随意契約理由書

1 案件名称

平成 31 年度面的評価システムデータ更新等業務委託

2 契約の相手方

中外テクノス株式会社 関西支社

3 随意契約理由

自動車騒音の状況については、騒音規制法第 18 条の規定に基づき、常時監視することが法定受託事務として定められており、本市では、環境省が自治体配布用に提供している「自動車騒音面的評価支援システム」（以下、「支援システム」とする。）に予測評価機能を追加した独自の「自動車騒音面的評価システム」（以下、「面的システム」とする。）を構築し、自動車騒音常時監視結果を算出している。

面的システムには、自動車騒音常時監視結果の算出機能とともに、道路構造対策や交通流対策の効果を予測評価する機能を実装しており、市内幹線道路沿道における低騒音舗装等の道路情報や騒音調査結果等の情報を整理し、面的システムに反映させ、騒音レベルを計算させることができるため、本業務は、環境基準の達成状況を把握するとともに、騒音対策効果の予測評価も行うことで自動車騒音における対策計画の効果的な立案等に資することができる。

面的システムは、支援システムと道路構造対策や交通流対策の予測評価機能から構成されている。支援システム、予測評価機能ともに中外テクノス株式会社が開発・製作しているが、前者はライセンスフリー、後者は同社が著作権を有している。

また、支援システム更新時に、予測評価機能との連動性を確保した面的システムの解析作業が必要であり、その作業については、両システムを開発した同社以外行うことができない。

したがって、上記業者と随意契約を行う。

4 根拠法令

地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号

5 担当部署

環境局環境管理部環境管理課交通騒音振動対策グループ
(電話：06-6615-7942)

随意契約理由書

1 案件名称

し尿収集運搬業務委託

2 契約相手方

大阪府衛生管理協同組合

3 随意契約理由

同協同組合については、中小企業等協同組合法に基づく法人格を有する事業主体であり、大阪府下の浄化槽清掃業者が浄化槽清掃等の共同受注等を目的として設立した協同組合である。

し尿収集運搬業務については、一般廃棄物収集運搬業（し尿及びし尿含む汚泥）許可が必要であるとともに、し尿収集運搬業務を実施できるのは、類似の事業を実施している浄化槽清掃業者だけである。

本市における、し尿収集対象家屋については、下水道の進捗状況と相俟った結果、下水道処理区域外等の理由により市内全域において29戸は現存しており、引き続き本市において実施する必要がある。

しかしながら、対象家屋については市内全域に点在しており、個々の地域毎に業者を選定し業務を委託することは、非効率であることから、業務におけるスケールメリットを勘案し、一般廃棄物収集運搬業（し尿及びし尿を含む汚泥）許可を有する業者で構成する同協同組合に市内全域を一括して業務委託することにより、安定した円滑な事業の実施が図られるとともに、経費の面からも本市にとって大きな有益性があるものとする。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2 第1項第2号

5 担当部署

環境局 事業部 事業管理課 （電話番号 06-6630-3238）

随意契約理由書

1 案件名称

平成 31 年度 大阪市環境データ処理システム運用保守業務委託

2 契約の相手方

レイシスソフトウェアサービス株式会社

3 随意契約理由

本業務委託は、環境データ処理システムの正常な稼働を確保するため、業務ソフトウェアの運用及びシステムの保守管理を実施するとともに、障害発生時にはその原因を調査・解析の上、障害の早期復旧を図るものである。

本システムは、レイシスソフトウェアサービス株式会社が業務プログラムの設計・製造及びネットワークの構成を行い一貫して構築されたシステムであり、さらに上記業者が導入及び設定作業も行った。

本業務の実施に当たっては、上記業務プログラム及びネットワーク構成に関連する特殊技術を有した技術者を確保するとともに、導入当初からの設計に基づくプログラムの修正等を行うために必要な技術を保有している必要がある。さらに、迅速かつ確実な運用保守が可能であるとともに、一貫した責任と性能についての保証を持たせるためには、上記業者で実施する以外方法がないため、上記業者を契約相手とする。

4 根拠法令

地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号

5 担当部署

環境局環境管理部環境管理課環境情報グループ（電話番号 06-6615-7981）

随意契約理由書

1 案件名称

瓜破斎場自動扉保守点検業務委託

2 契約の相手方

ナブコドア株式会社

3 随意契約理由

瓜破斎場の自動扉は、ナブコドア株式会社が独自の技術により一括責任、施工で製造、設置したものである。

今回、保守点検整備を実施する設備の仕様並びに構造等は、ナブコドア株式会社のみが熟知しており、部品交換等が生じた場合、部品等の入手は他社では実施不可能である。

また、作業後の性能、作動状態及び耐用寿命等について、一貫した責任保証ができるのは当該会社以外にはない。

以上の理由からナブコドア株式会社と特名随意契約を行う。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2 第1項第2号

5 担当部署

環境局 事業部 事業管理課（斎場霊園） 電話番号 06-6630-3137

随意契約理由書

1 案件名称

此花総合センタービル内エレベータ保守点検業務委託

2 契約の相手方

株式会社日立ビルシステム

3 随意契約理由

エレベータについては、建築基準法に基づき、特に確認の要する建築設備として、定期的な点検及び報告が義務づけられている。

保守点検業務は、エレベータ設備特有の設備構造、機器、取替部品等に加え保守点検履歴、保守点検方法等総合的に十分把握した上で行われなければならない。また、既設設備と密接不可分の関係から、点検後の性能、作動状態、耐寿命に対する保証など、本業務に対して一貫して責任を持たせることが必要である。

このような条件を満たすためには、本エレベータ設備を施工した業者以外では、整備技術面の対応が不可能である。

上記理由により、株式会社日立ビルシステムと特名随意契約を行う。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2 第1項第2号

5 担当部署

環境局総務部 施設管理課 (電話番号 06-6630-3375)

随意契約理由書

1 案件名称

平成 31 年度環境活動推進施設設備保守点検業務委託

2 契約の相手方

三菱電機ビルテクノサービス(株)

3 随意契約理由

本業務は、鶴見緑地公園内環境活動推進施設における各設備の保守点検等を委託するものであり、施設を健全な状態で運用できるよう各設備を維持することを目的としている。

本業務対象施設の環境活動推進施設は建設局所有の国際陳列館と建築物、設備とも一体化しており、密接不可分の関係であることから、国際陳列館の保守点検業務と重複、関連する業務であり、本業務を国際陳列館の保守点検を行う業者以外に実施させた場合、責任の所在が不明確となり、業務の円滑な実施を確保することができない。

国際陳列館をはじめ、鶴見緑地公園全体の設備保守点検業務については、平成 27 年度から指定管理により上記業者が実施しているため、上記業者と随意契約を行う。

4 根拠法令

地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号

5 担当部署

環境局環境施策部環境施策課（電話番号 06-6630-3262）

1 案件名称

此花会館空調方式運用保守業務委託

2 契約の相手方

アズビル株式会社

3 随意契約理由

此花会館の空気調和システムは、「熱源機器（冷凍機、ボイラ等）」、「機器類（冷温水循環ポンプ等）」、「空気調和機（エアハンドリングユニット、ファンコイルユニット等）」を組み合わせで運転を一元管理する中央熱源方式（セントラル空調方式）を採用している。

各階への空気調和システムの運転、停止操作及びシステム全体の監視は「中央監視盤」により行われており、アズビル株式会社が有する独自の技術により設計・施工されたものである。

このため空気調和システムに故障が発生した場合、システムの接続や運転制御関係については、中央監視盤を製造した会社のみが熟知しており他社では修理や整備技術面での対応が不可能である。また、空気調和システムを取替えや修繕後の性能保証に対しても、一貫して責任を持たせることができる会社は、中央監視盤を製造したアズビル株式会社のみである。

上記の理由により、アズビル株式会社と特名随意契約を行う。

4 根拠法令

地方自治法施行令 第167条の2第1項第2号

5 担当部署

環境局 総務部 施設管理課 （電話番号 06-6630-3374）

随意契約理由書

1 案件名称

環境保全関係業務処理システム運用保守業務委託

2 契約の相手方

富士通エフ・アイ・ピー（株）

3 随意契約理由

本システムは、富士通エフ・アイ・ピー（株）のパッケージソフトをベースとしたもので、本市向けのカスタマイズ業務についても、パッケージソフトの開発業者である富士通エフ・アイ・ピー（株）が請け負った。

本業務について、開発業者以外では、システムの適切な状態の維持および安定的な運用を行うことができないことから、パッケージソフトの開発元であり、本市向けカスタマイズを実施した富士通エフ・アイ・ピー（株）と随意契約を行うものである。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2 第1項第2号

5 担当部署

環境局 環境管理部 環境管理課（環境規制）

（電話番号 06-6615-7923）

随意契約理由書

1 案件名称

環境局あべのルシラス庁舎事務室等清掃業務委託

2 契約の相手方

近鉄ビルサービス株式会社

3 随意契約理由

環境局あべのルシラス庁舎事務室等清掃業務については、あべのルシラスを賃借する際の条件の一つとして賃室内の清掃は同ビルの管理者である株式会社きんえいの指定する業者と直接契約することとなっているため。

4 根拠法令

地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号

5 担当部署

環境局総務部総務課 (電話 6630-3113)

随意契約理由書

1 案件名称

平成 31 年度 大阪市大気汚染常時監視テレメータシステム運用保守業務委託

2 契約の相手方

富士通株式会社 関西支社

3 随意契約理由

本業務委託は、中央監視局（環境情報システム室）及び市内 25 ヶ所の測定局において設置している大気汚染常時監視テレメータシステムのハードウェア及びソフトウェアの運用及びシステムの保守点検を行うとともに、障害発生時にはその原因を調査・解析の上、障害の早期回復を図るものである。

本システムは、主に富士通株式会社製のハードウェア及びソフトウェアで構成されており、さらに上記業者が導入及び設定作業も行った。

本業務の実施に当たっては、上記ハードウェア及びソフトウェアに関連する特殊技術を有した技術者を確保するとともに、導入当初からの設計に基づく運用保守を行うために必要な技術を保有している必要がある。さらに、迅速かつ確実な運用保守が可能であるとともに、責任の一貫性と性能についての保証を持たせるためには、上記業者で実施する以外方法がないため、上記業者を契約相手とする。

4 根拠法令

地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号

5 担当部署

環境局環境管理部環境管理課環境情報グループ（電話番号 06-6615-7981）

随意契約理由書

1 案件名称

中部環境事業センター出張所エレベーター設備保守点検整備業務委託

2 契約の相手方

日本オーチス・エレベータ株式会社

3 随意契約理由

中部環境事業センター出張所に設置されているエレベーター設備は、日本オーチス・エレベータ株式会社製である。

本エレベーターは、運転状況を常に遠隔監視できる機能を備えており、常時の遠隔監視及び定期的を実施する保守点検により、故障を未然に防ぎ常に正常な状態を維持している。

エレベーターは各メーカーにより構造や使用材料が異なっており、構成する部品が各メーカーの指定品である事等を前提として、エレベーター全体が正常に機能するものとされ各メーカーは責任を持って保守点検および遠隔監視を行うことができる。

ゆえに本エレベーターについても、故障を未然に防ぎ常に正常な状態を今後も維持するため保守点検及び常時の遠隔監視を実施するにあたっては、本エレベーターの設備構造・特性等を熟知したメーカー以外は不可能であることから、上記業者と随意契約を行う。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署

環境局中部環境事業センター出張所（電話番号 06-6567-0750）

随意契約理由書

1 案件名称

一般廃棄物処理業者団体への事務委託

2 契約相手方

一般社団法人大阪市一般廃棄物適正処理協会

3 随意契約理由

この事務は、本市が許可した一般廃棄物収集運搬業許可業者（以下、「許可業者」という。）に対して、定例的に大阪市・八尾市・松原市環境施設組合処理施設への搬入指示書等（年 25 回）や必要な事務連絡、通知（随時）を、許可業者（平成 31 年 3 月 1 日現在で 288 業者）に交付する事務、許可業者からの許可等に関する相談への対応事務および排出者からの事業系ごみについての問い合わせ対応等事務である。

一般社団法人大阪市一般廃棄物適正処理協会（以下「一廃協」という。）には許可業者の大半が加盟（平成 31 年 3 月 1 日現在 288 業者中 270 業者が加盟）しているため、各許可業者の相談窓口として効率よく対応できる。また、一廃協としての集会を開催しているため、その場を利用し、個別許可業者へ手渡しで配付することが可能であるという利点もあり、これに代わる許可業者の団体は存在していない。

さらに、この事務を一廃協以外の民間業者へ委託した場合は、一廃協の集会を活用した搬入指示書等の配付等が困難となるため、別途、専用の窓口や要員を確保する必要があり、本市が直接、事務を実施する場合と同様に大幅な経費増が見込まれる。

そして、排出者に対して本市より、一般廃棄物の適正処理の問い合わせ先として案内することもあるため、一廃協での事業系ごみについての問い合わせ対応が必要となってくる。

このため、本事務については、一廃協に委託することが最も効果的であり、他の適当な委託先もないことから、一廃協へ特名随意契約で委託するものである。

4 根拠法令

地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号

5 担当部署

環境局 事業部 一般廃棄物指導課（電話番号 06-6630-3269）

随意契約理由書

1 案件名称

天六公衆トイレ清掃・管理業務委託

2 業者名

東宝ビル管理 株式会社

3 随意契約理由

当該トイレのある大阪市立住まい情報センター、大阪市立子育ていろいろ相談センター及び三井住友銀行天六施設の建物のビル管理業務については、平成11年10月の開設当時からビルの維持管理上一業者に委託している。

また、当該ビルは、清掃業務についても同社と長期的な契約を行っており、上記業者が委託先業者として決定しているため、当局についても東宝ビル管理株式会社と随意契約を行う。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2 第1項第2号

5 担当部署

環境局 事業部 事業管理課 (電話番号 06-6630-3238)

随意契約理由書

1 案件名称

平成 31 年度 大阪市廃蛍光灯管及び廃乾電池等の処理及び再資源化業務委託

2 契約の相手方

野村興産株式会社

3 随意契約理由

乾電池や蛍光灯管・水銀体温計等は、亜鉛・マンガンなどの金属類をはじめ、ガラスなどの資源が含まれており、資源の有効活用の観点から、それらを適正に処理し再資源化を図ることを目的として、平成 13 年 10 月より廃乾電池・廃蛍光灯管等の回収を開始した。

また、国においては、水銀に関する水俣条約の採択を踏まえ、平成 27 年 6 月に、水銀等の環境への排出を抑制し、人の健康の保護及び生活環境の保全に資することを目的とし、「水銀による環境の汚染の防止に関する法律」を公布するなど、水銀添加廃棄物の適正な回収等に向けて取り組んでいる。

このことから現在、本市では、各環境事業センターの受付窓口及び区役所等に設置する回収ボックスにおいて廃乾電池、廃蛍光灯管及び水銀体温計を、各環境事業センターの受付窓口において水銀血圧計・水銀温度計を、また、廃蛍光灯管については、電話等申し込みによる訪問回収により市民から回収を実施している。回収された廃乾電池及び水銀添加廃製品は、各環境事業センターより再資源化処理施設に搬入している。

これらの品目を適正処理及び再資源化する能力を有し、尚且つ、各環境事業センターから当該品目を直接搬送するにあたり、本市内に受入・保管可能な施設を有している業者は、野村興産株式会社 1 社だけである。

以上の理由から、地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号に該当するため、上記の者と随意契約を行う。

4 根拠法令

地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号

5 担当部署

環境局事業部家庭ごみ減量課 (電話番号 06-6630-3257)

随意契約理由書

1 案件名称

平成 31 年度 不法投棄された特定家庭用機器廃棄物（冷蔵庫・冷凍庫）における再商品化業務委託（単価契約）

2 契約の相手方

関西リサイクルシステムズ株式会社

3 随意契約理由

本業務委託は、不法投棄された特定家庭用機器再商品化法（家電リサイクル法）で定める特定家庭用機器廃棄物のうち、再商品化が可能な冷蔵庫・冷凍庫（吸収式冷蔵庫・冷凍庫を除く。）を廃棄物処理法に基づき、家電リサイクルプラントへ直接搬入し、再商品化を行うものである。

また、不法投棄された特定家庭用機器廃棄物の家電リサイクルプラントへの直接搬入は、環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部企画課リサイクル推進室からの通知により、経済産業省を經由して、製造業者より指定引取場所や家電リサイクルプラントの管理を委託された管理会社より選定されることとなっており、選定された事業者のうち、関西リサイクルシステムズ株式会社は冷蔵庫・冷凍庫（吸収式冷蔵庫・冷凍庫を除く。）を再商品化することができる唯一の業者である。

以上の理由により、特名による随意契約の締結を行う。

4 根拠法令

地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号

5 担当部署

環境局 事業部 家庭ごみ減量課 （電話番号 06-6630-3252）

随意契約理由書

1 案件名称

平成 31 年度

東北環境事業センターほか 2 ヲ所ガス吸収式冷温水機保守点検業務委託

2 契約の相手方

川重冷熱工業(株) 西日本支社

3 随意契約理由

東北環境事業センター、中部環境事業センター出張所及び東部環境事業センター本館の空気調和用熱源機器は川重冷熱工業(株)のガス吸収式冷温水機が使用されている。

今回のガス吸収式冷温水機保守点検業務委託は、製造者独自の技術により本機器を製造しており、製造者以外では整備技術面の対応が不可能で、既存機器と密接不可分の関係から既存機器等に著しい支障が生ずる可能性があること、また基準どおりの性能を維持できるように保守点検を行い、保守点検期間中の性能維持、故障時の迅速な緊急対応また、修理に必要な純正部品の入手及び取替後の保証等について当該業者の一貫した責任により確実なアフターサービスを実施させる必要があることから、この業務を実施できるのは、製造業者である川重冷熱工業(株)だけである。

上記理由により川重冷熱工業(株)と特名随意契約を行う。

4 根拠法令

地方自治法施行令 第167条の2第1項第2号

5 担当部署

環境局 総務部 施設管理課 (電話番号 06-6630-3375)

随意契約理由書

1 案件名称

中浜流注場受入槽・貯留槽等清掃業務委託（概算契約）

2 契約の相手方

大阪府衛生管理協同組合

3 随意契約理由

下水道の整備等に伴う一般廃棄物処理業等の合理化に関する特別措置法の目的（第1条）「下水道の整備等によりその経営の基礎となる諸条件に著しい変化を生ずることとなる一般廃棄物処理業等について、その受ける著しい影響を緩和し、・・・その実施を推進する等の措置を講ずることにより、その業務の安定を保持するとともに、廃棄物の適正な処理に資することを目的とする。」の主旨に基づき、市町村は、下水道の普及進捗等に伴い、収集対象家屋が年々減少している実態に即し、し尿処理業務について適正な措置を講ずる必要がある。

同組合と契約することにより、地域によるし尿収集対象家屋数の差から生じる業者負担を軽減し、地域内の許可業者に均等に機会をあたえることが可能となり、また処理業者の中には清掃作業に必要となる10t吸引車を所有していない許可業者も多く、複数業者の車両を調整しながら、適正に一括業務を行うことができる。

以上のことから、本業務である受入槽・貯留槽等の清掃作業には、し尿等の収集運搬許可業者（28社）での対応が適切かつ迅速であるため、大阪府衛生管理協同組合と随意契約を締結する。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署

環境局 事業部 事業管理課（電話番号 06-6630-3238）

随意契約理由書

1 案件名称

平成 31 年度

西南環境事業センターほか 2 ヲ所ガス吸収式冷温水機保守点検業務委託

2 契約の相手方

(株)日立ビルシステム 関西支社

3 随意契約理由

西南環境事業センター、西部環境事業センター及び南部環境事業センター本館の空気調和用熱源機器は(株)日立製作所のガス吸収式冷温水機が使用されている。

今回のガス吸収式冷温水機保守点検業務委託は、製造者独自の技術により本機器を製造しており、製造者以外では整備技術面の対応が不可能で、既存機器と密接不可分の関係から既存機器等に著しい支障が生ずる可能性があること、また基準どおりの性能を維持できるように保守点検を行い、保守点検期間中の性能維持、故障時の迅速な緊急対応また、修理に必要な純正部品の入手及び取替後の保証等について当該業者の一貫した責任により確実なアフターサービスを実施させる必要があることから、この業務を実施できるのは、(株)日立製作所の製品について専属でサービス及びメンテナンスをしている(株)日立ビルシステムだけである。

上記理由により(株)日立ビルシステムと特名随意契約を行う。

4 根拠法令

地方自治法施行令 第167条の2第1項第2号

5 担当部署

環境局 総務部 施設管理課 (電話番号 06-6630-3375)

随意契約理由書

1 業務名称
環境局管理用地（鶴見工場関連用地）測量登記業務委託（概算契約）

2 契約の相手方
公益社団法人 大阪公共嘱託登記土地家屋調査士協会
理事長 横山 幸一郎

3 随意契約理由

鶴見区焼野にある環境局所管地（財産名称：鶴見工場・鶴見工場（局管理分）・城北環境事業センター）については、隣地や用地内にある他市の土地との境界が未確定な部分があること、未登記と思われる土地があることなどから、焼却工場と環境事業センターの管理区分が実態と齟齬が生じているなど管理が不十分な状況にある。そのため、多数の土地との境界確定や更正登記を早期に行う必要があるが、境界確定や更正登記は公簿等の調査、立会、測量、協議、境界標の設置など多岐にわたる専門知識を必要とするものである。

このような専門職としての国家資格者として認められているのが土地家屋調査士（以下「調査士」という。）であり、単に土地を測量して不動産登記簿に反映するだけでなく、その土地について権利の客体として適格かどうかを、民法、不動産登記法等に照らし、法律的に判断する能力等も必要となってくる。嘱託登記業務では、専門知識を有する者が土地の境界や沿革等を綿密に調査した上でないと正確な業務量の把握すら困難であり、種々の資料調査、現地調査、官民境界等の立会、測量を行い、初めて具体的に処理すべき作業の内容や数量が定まる特殊な業務である。また、業務が予定された登記申請まで至らず、業務が途中で終了することも十分有り得るため、業務の性質上、請負業務ではなく、委任業務相当と考えられるものである。本業務は、法律行為に基づく、高度に専門的な評価・判断を伴うものであり、業務を適正・迅速に遂行するためには、経済性だけではなく、受託者の経験、業務履行実績、知識、能力、技術、社会的信用等を総合的に評価する必要がある。

わが国では、官公署が所管する不動産について嘱託登記が必要な案件が多くあるにも関わらず、過去に作成された地図等の図書に不備が多く、適正・迅速な登記処理が困難な状況にあり、また1件の処理にかかる業務量が膨大であるため、個々の調査士では対応が困難な実情であった。

そのため、昭和60年に土地家屋調査士法の改正により、官公署による不動産の適正かつ迅速な登記に寄与することを目的として公共嘱託登記土地家屋調査士協会が設立されることとなった。

公益社団法人大阪公共嘱託登記土地家屋調査士協会は、その専門的な能力を結合して官公庁等による公共の利益になる事業の不動産表示に関する登記に必要な調査、測量、その登記嘱託の申請等を適正かつ迅速な遂行に寄与する目的で設立され、測量・表示に関する公共嘱託登記の専門的な知識と豊富な経験を有している。また、当該法人は、大阪府下全域の調査士が加入する組織であり、多くの官公庁等の不動産表示に関する登記に必要な土地又は家屋に関する調査、測量、申請手続き等の業務を受託し、確実に履行した実績を有している。尚且つ、本業務に対する適性かつ迅速な対応ができる体制を整えており、本業務の執行に関する経験、技術力、及び組織力を十分に有している唯一の公益法人組織である。

以上の理由により、同法人と随意契約を行うものである。

4 根拠法令
地方自治法施行令第167条の2 第1項第2号

5 担当部署
環境局総務部施設管理課（電話番号 06-6630-3364）

随意契約理由書

1 案件名称

令和元年度 作業対象名簿管理システム及び搬入券配券システム改修業務委託

2 契約の相手方

ディアシステム株式会社

3 随意契約理由

作業対象名簿管理システム及び搬入券配券システムは、許可業者の作業対象名簿・承認車両・搬入実績・手数料等をデータ管理し、検索・集計・各種帳票印刷するためのシステムであり、過去の搬入実績と工場稼働状況により、許可業者ごとの工場搬入回数を決定し大阪市・八尾市・松原市環境施設組合の運用する自動計量システムと焼却工場に廃棄物を搬入する際の搬入指示データ等を連携していることから、当課の業務にとって必要不可欠なシステムである。

令和元年5月1日に元号が改正されるため、当該システムより出力される帳票類のうち、大阪市一般廃棄物処理業許可事務取扱要綱等に規定する帳票について、システム改修を行う必要がある。

今年度システムの保守委託契約をしているディアシステム株式会社との契約内容には、保守業務の一環としてシステムプログラムの軽微な改修も含まれているが、今回のシステム改修はその範囲を超えるため別途契約する必要がある。また、システム改修後に障害が発生した場合に責任の所在を明確にするため、システム保守と改修を同一業者に委託する必要がある。

上記の理由により地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に該当するので、現在の点検保守業者であるディアシステム株式会社と随意契約を行う。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署

環境局事業部一般廃棄物指導課

随意契約理由書

1 案件名称

南港管路輸送施設ごみ空気輸送管保全業務委託

2 契約の相手方

(株) ビルド

3 随意契約理由

平成 31 年 3 月 31 日付で、南港ポートタウン内で稼働していたごみ空気輸送システムを終了し、ごみ空気輸送システムの構成の一部である埋設輸送管（以降、「輸送管」という。）は、長年の使用により内部の腐食、損傷および穴あきが発生しており、輸送管の内部に付着しているごみの汚れによる汚臭や害虫の発生により、住民生活に著しく影響を与えるため、早急に輸送管の内部の点検調査（付着物の除去含む）および補修を行う必要がある。

今回、住民の生活環境の保全及び公衆衛生の向上を図ることを目的とし、ごみ空気輸送管保全業務委託を行うものである。

南港ポートタウン内の輸送管は、大成建設（株）が独自の技術により設計・施工したものであるが、維持・補修などサービス業務を停止したあと当該会社の下請け業者であった（株）ビルドに委嘱されており、輸送管の維持補修にも実績があり、ごみ空気輸送システムが有する特質を理論的・経験的に十分把握したうえで安全に行うことができる。

本業務は、輸送管の内部を点検、補修する上で、輸送管の構造を熟知している必要があり、このような条件を満たすためには、当該設備のサービス業務を委嘱された会社以外では、技術対応が不可能であることから、本業務に対して一貫して責任を持たせることができる業者は（株）ビルドのみである。

4 根拠法令

地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号

5 担当部局

環境局総務部施設管理課（電話番号 06-6630-3364）